

浜松市空き家等に関する対応事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存在する危険な空き家等に対し、市民の生命・財産を守るため、事務処理を円滑に資するため必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住等の使用がなされていないことが、常態であるもの及びその敷地(立木などの土地に定着するものを含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 管理不全状態 次号から第5号までに規定する状態をいう。
- (3) 倒壊 放置すれば、建物等の倒壊及び破損、建築材等の飛散により、人の生命もしくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態をいう。
- (4) 衛生上有害 衛生害虫の発生等、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態及び放置することが不適切な状態をいう。
- (5) その他 不審者の侵入により、火災や犯罪のおそれがある状態及び道路への樹木などの越境、樹木や雑草の繁茂など、周辺的生活環境保全のため放置することが不適切な状態をいう。

(業務の窓口)

第3条 市民からの相談窓口は、各区役所の区振興課(以下「各区振興課」という。)とする。なお、本庁所管課に対し、市民から相談があった場合には、本庁所管課にて相談を受け、各区振興課と調整のうえ、対応する。

(事案の処理)

第4条 市民から相談又は情報提供があったときは、前条の窓口において、市民(申出人)から、空き家等の状況、建物の所在地等、当該処理に関し必要な事項について情報収集するとともに、管理不全状態にある空き家等で、軽微な事案については、各区振興課が建物等の保全について適正な管理のお願い文を送付するなど解決に向けた対応をし、次の各号に定める場合は、当該各号に定める本庁所管課に対応を依頼する。

- (1) 倒壊 建築行政課及び北部都市整備事務所
- (2) 衛生上有害 生活衛生課及び資源廃棄物政策課
- (3) その他 市民生活課、消防局予防課、土木総務課、道路課(土木整備事務所)及び各区振興課

(調査)

第5条 各区振興課及び本庁所管課の長は、空き家等の建物所有者等を直ちに確知できない場合は、当該空き家等の状況と適正な建物の保全を目的として、他の法令に違反しない限度において、住民票、戸籍証明等の取得及び土地、家屋等に係る登記事項証明等による調査を行い、所有者等の確認をすることができる。

(検討会議)

第6条 対応が困難と判断された案件については、市民生活課が中心となり、浜松市庁内空

き家対策連絡会議を開催し対応を検討する。

(処理の記録)

第7条 空き家等の通報又は相談を受けた場合には、空き家等確認票（別記様式）を用いて処理するとともに、関係各課において情報の共有化を図ることとする。

(秘密の保持)

第8条 相談事務に従事する職員は、市民（申出人）の氏名、相談内容に関し職務上知り得た情報等の秘密を保持しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。